

○養老町電子入札実施要領

平成24年9月3日

告示第104号

(趣旨)

第1条 この要領は、養老町契約規則（昭和39年養老町規則第5号。以下「規則」という。）第20条の2（規則第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、養老町が発注する建設工事の請負及び建設工事に係る設計、測量等業務委託の競争入札の手続を岐阜県市町村共同電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う場合において、規則に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(入札参加者の指名等)

第2条 町長は、入札手続を電子入札システムにより行う場合は、電子入札システムにより規則第22条第1項に規定する入札参加者の指名及び同条第2項に規定する入札の通知（以下「入札の通知」という。）を行うものとする。

2 町長は、電子入札システムによる入札の通知が困難な場合には、書面により入札の通知を行うものとする。

(予定価格の登録)

第3条 町長は、電子入札による場合は、開札までに、規則第10条の規定により定められた予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

(入札書)

第4条 入札書は、電子入札による場合は、規則第12条（規則第23条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、町長があらかじめ指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、町長の承諾を得て、又は町長の指示により入札書を書面で提出する場合（以下「紙入札」という。）は、規則第12条及び第13条の規定によるものとする。

(入札の辞退)

第5条 第2条の規定により指名を受けた入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、町長の承諾を得て、書面により提出することができるものとする。

(無効な入札)

第6条 第4条に規定する入札書を電子入札システムにより提出した場合において、電子認証書（電子入札コアシステムを管理する財団法人日本建設情報総合センターが指定する認証局が発行する電子証明書が格納されたICカードをいう。）を取得していない者が行った入札は、規則第14条第3号に規定する紙入札において入札書に記名押印がないときと同等とみなし無効とする。

(開札)

第7条 町長は、入札において紙入札がある場合には、電子入札システムによる入札の締切り後、当該入札書に記載されている入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

2 町長は、希望する入札参加者の立会いの上で、電子入札システムにより開札を行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

3 前項の開札の場所及び日時は、第2条に規定する入札の通知の際に示すものとする。

(くじによる落札者の決定)

第8条 前条第2項の開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにより、当該同価格の入札に係るくじを行って落札者を決定するものとする。ただし、紙入札による者が含まれている場合等、電子入札システムによるくじの実施が困難な場合は、町長が指定する場所及び日

時において、当該同価格の入札に係る入札参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

2 前項の規定により、くじにより落札者を決定したときは、規則第16条の規定は適用しないものとする。

(委任状)

第9条 入札参加者が電子入札システムにより入札を行った場合で、代理人が第7条第2項に規定する開札に立ち会い、又は前条のくじを引くときは、あらかじめ委任状を提出させるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。